

# 福岡県公報

平成25年12月24日  
第3559号

## 目次

### 告示(第1901号-第1924号)

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 4
- 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意 (漁業管理課) …………… 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 8
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 8
- 救急病院の認定 (医療指導課) …………… 9
- 解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 9
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 10
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 10
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) …………… 10
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) …………… 11
- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 (保護・援護課) …………… 11
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) …………… 11
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) …………… 12
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称の変更 (保護・援護課) …………… 12
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …………… 13

- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 14
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) …………… 14
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 14
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 15
- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) …………… 15

**公安委員会**

- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活安全総務課) …………… 15

## 告示

### 福岡県告示第1901号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 上飯江
- 2 区域の所在地 みやま市高田町舞鶴字上飯江
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から20号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と20号とを結んだ線に囲まれた区域

| 所在地           | 地番         | 標柱番号 |
|---------------|------------|------|
| みやま市高田町舞鶴字上飯江 | 808番1地先道路敷 | 1号   |
| 〃             | 883番地先道路敷  | 2号   |
| 〃             | 917番       | 3号   |
| 〃             | 916番       | 4号   |
| 〃             | 919番       | 5号   |
| 〃             | 922番1地先道路敷 | 6号   |
| 〃             | 872番       | 7号   |

|               |           |            |
|---------------|-----------|------------|
| みやま市高田町舞鶴字上飯江 | 872番地先道路敷 | 8号及び9号     |
| 〃             | 871番      | 10号から13号まで |
| 〃             | 876番      | 14号        |
| 〃             | 877番      | 15号        |
| 〃             | 849番      | 16号から19号まで |
| 〃             | 890番      | 20号        |

**福岡県告示第1902号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称     | 指定の区域                                | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------|--------------------------------------|---------------------|
| 西公園       | 福岡市中央区西公園（別紙図面1に示す区域のとおり）            | 急傾斜地の崩壊             |
| 西公園(a)    | 福岡市中央区西公園及び荒津2丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             |
| 港3丁目(1)-2 | 福岡市中央区西公園及び港3丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）      | 急傾斜地の崩壊             |
| 港3丁目(1)-1 | 福岡市中央区西公園及び港3丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）      | 急傾斜地の崩壊             |
| 西公園(c)    | 福岡市中央区西公園（別紙図面5に示す区域のとおり）            | 急傾斜地の崩壊             |
| 港3丁目      | 福岡市中央区西公園、港2丁目及び港3丁目（別紙図面6に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 西公園(b)    | 福岡市中央区西公園（別紙図面7に示す区域のとおり）            | 急傾斜地の崩壊             |
| 伊崎-2      | 福岡市中央区西公園（別紙図面8に示す区域のとおり）            | 急傾斜地の崩壊             |
| 伊崎        | 福岡市中央区伊崎（別紙図面9に示す区域のとおり）             | 急傾斜地の崩壊             |

|              |  |         |
|--------------|--|---------|
| 伊崎-1         | 福岡市中央区伊崎及び西公園（別紙図面10に示す区域のとおり）         | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤坂2丁目-3      | 福岡市中央区赤坂2丁目、城内及び赤坂1丁目（別紙図面11に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤坂2丁目-2      | 福岡市中央区赤坂2丁目及び城内（別紙図面12に示す区域のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤坂2丁目-1      | 福岡市中央区赤坂2丁目及び城内（別紙図面13に示す区域のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤坂3丁目(2)     | 福岡市中央区赤坂3丁目（別紙図面14に示す区域のとおり）           | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤坂3丁目(1)-1   | 福岡市中央区赤坂3丁目（別紙図面15に示す区域のとおり）           | 急傾斜地の崩壊 |
| 警固3丁目-1      | 福岡市中央区警固3丁目（別紙図面16に示す区域のとおり）           | 急傾斜地の崩壊 |
| 警固3丁目-2      | 福岡市中央区警固3丁目（別紙図面17に示す区域のとおり）           | 急傾斜地の崩壊 |
| 警固3丁目(a)     | 福岡市中央区警固3丁目（別紙図面18に示す区域のとおり）           | 急傾斜地の崩壊 |
| 警固3丁目(b)     | 福岡市中央区警固3丁目（別紙図面19に示す区域のとおり）           | 急傾斜地の崩壊 |
| 警固3丁目(c)     | 福岡市中央区警固3丁目（別紙図面20に示す区域のとおり）           | 急傾斜地の崩壊 |
| 平尾3丁目        | 福岡市中央区平尾3丁目（別紙図面21に示す区域のとおり）           | 急傾斜地の崩壊 |
| 平尾3丁目(a)     | 福岡市中央区平尾3丁目（別紙図面22に示す区域のとおり）           | 急傾斜地の崩壊 |
| 平尾3丁目-2      | 福岡市中央区平尾3丁目（別紙図面23に示す区域のとおり）           | 急傾斜地の崩壊 |
| 平尾3丁目-1      | 福岡市中央区平尾3丁目（別紙図面24に示す区域のとおり）           | 急傾斜地の崩壊 |
| 平尾4丁目        | 福岡市中央区平尾4丁目（別紙図面25に示す区域のとおり）           | 急傾斜地の崩壊 |
| 平尾5丁目-2      | 福岡市中央区平尾5丁目（別紙図面26に示す区域のとおり）           | 急傾斜地の崩壊 |
| 平尾5丁目-1      | 福岡市中央区平尾5丁目（別紙図面27に示す区域のとおり）           | 急傾斜地の崩壊 |
| 小笹5丁目(b)-1-2 | 福岡市中央区平尾5丁目（別紙図面28に示す区域のとおり）           | 急傾斜地の崩壊 |

|              |   |         |
|--------------|---|---------|
| 小笹6丁目(a)-1   | 福岡市中央区平尾5丁目及び小笹5丁目（別紙図面29に示す区域のとおり）             | 急傾斜地の崩壊 |
| 小笹6丁目(a)-3   | 福岡市中央区平尾5丁目（別紙図面30に示す区域のとおり）                    | 急傾斜地の崩壊 |
| 桜坂3丁目(2)-1-1 | 福岡市中央区平尾浄水町（別紙図面31に示す区域のとおり）                    | 急傾斜地の崩壊 |
| 桜坂3丁目(2)-1-2 | 福岡市中央区平尾浄水町（別紙図面32に示す区域のとおり）                    | 急傾斜地の崩壊 |
| 小笹5丁目(c)-2   | 福岡市中央区平尾浄水町及び小笹5丁目（別紙図面33に示す区域のとおり）             | 急傾斜地の崩壊 |
| 小笹5丁目(c)-1   | 福岡市中央区小笹5丁目（別紙図面34に示す区域のとおり）                    | 急傾斜地の崩壊 |
| 小笹6丁目(a)-2   | 福岡市中央区小笹5丁目及び平尾5丁目（別紙図面35に示す区域のとおり）             | 急傾斜地の崩壊 |
| 小笹5丁目(b)-1-1 | 福岡市中央区小笹5丁目、平尾5丁目、平和3丁目及び平和5丁目（別紙図面36に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 小笹5丁目(d)-2   | 福岡市中央区小笹5丁目及び平和5丁目（別紙図面37に示す区域のとおり）             | 急傾斜地の崩壊 |
| 小笹5丁目(d)-1   | 福岡市中央区小笹5丁目及び平和5丁目（別紙図面38に示す区域のとおり）             | 急傾斜地の崩壊 |
| 小笹5丁目        | 福岡市中央区小笹5丁目（別紙図面39に示す区域のとおり）                    | 急傾斜地の崩壊 |
| 平和5丁目(a)-2   | 福岡市中央区平和5丁目（別紙図面40に示す区域のとおり）                    | 急傾斜地の崩壊 |
| 平和5丁目(a)-1   | 福岡市中央区平和5丁目（別紙図面41に示す区域のとおり）                    | 急傾斜地の崩壊 |
| 平和5丁目        | 福岡市中央区平和5丁目（別紙図面42に示す区域のとおり）                    | 急傾斜地の崩壊 |
| 小笹1丁目(d)-2   | 福岡市中央区平和5丁目（別紙図面43に示す区域のとおり）                    | 急傾斜地の崩壊 |
| 小笹1丁目(d)-1   | 福岡市中央区平和5丁目（別紙図面44に示す区域のとおり）                    | 急傾斜地の崩壊 |
| 小笹1丁目(c)     | 福岡市中央区平和5丁目及び小笹1丁目（別紙図面45に示す区域のとおり）             | 急傾斜地の崩壊 |
| 笹丘2丁目(c)     | 福岡市中央区小笹1丁目（別紙図面46に示す区域のとおり）                    | 急傾斜地の崩壊 |
| 小笹1丁目-1      | 福岡市中央区小笹1丁目（別紙図面47に示す区域のとおり）                    | 急傾斜地の崩壊 |

|            |                                     |         |
|------------|-------------------------------------|---------|
| 小笹1丁目-2    | 福岡市中央区小笹1丁目（別紙図面48に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 小笹2丁目(a)   | 福岡市中央区小笹1丁目（別紙図面49に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 小笹1丁目(b)   | 福岡市中央区小笹1丁目（別紙図面50に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 小笹2丁目(b)-2 | 福岡市中央区小笹2丁目（別紙図面51に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 小笹2丁目(b)-1 | 福岡市中央区小笹2丁目（別紙図面52に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 笹丘2丁目(a)   | 福岡市中央区小笹2丁目及び小笹1丁目（別紙図面53に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 小笹2丁目-1    | 福岡市中央区小笹2丁目（別紙図面54に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 小笹2丁目-2    | 福岡市中央区小笹2丁目（別紙図面55に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 小笹3丁目      | 福岡市中央区小笹3丁目（別紙図面56に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 小笹4丁目      | 福岡市中央区小笹4丁目及び小笹3丁目（別紙図面57に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 笹丘2丁目(3)-2 | 福岡市中央区笹丘2丁目（別紙図面58に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 笹丘2丁目(3)-1 | 福岡市中央区笹丘2丁目（別紙図面59に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 笹丘2丁目(2)-2 | 福岡市中央区笹丘2丁目（別紙図面60に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 笹丘2丁目(2)-1 | 福岡市中央区笹丘2丁目（別紙図面61に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 笹丘2丁目(b)   | 福岡市中央区笹丘2丁目（別紙図面62に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 笹丘1丁目      | 福岡市中央区笹丘1丁目（別紙図面63に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 輝国2丁目-3    | 福岡市中央区輝国2丁目及び輝国1丁目（別紙図面64に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 輝国2丁目-1    | 福岡市中央区輝国2丁目（別紙図面65に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 輝国2丁目(1)   | 福岡市中央区輝国2丁目及び小笹4丁目（別紙図面66に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |

|            |   |         |
|------------|---|---------|
| 輝国2丁目(2)-2 | 福岡市中央区輝国2丁目（別紙図面67に示す区域のとおり）            | 急傾斜地の崩壊 |
| 輝国2丁目(2)-1 | 福岡市中央区輝国2丁目（別紙図面68に示す区域のとおり）            | 急傾斜地の崩壊 |
| 輝国2丁目      | 福岡市中央区輝国2丁目（別紙図面69に示す区域のとおり）            | 急傾斜地の崩壊 |
| 桜坂3丁目(b)-2 | 福岡市中央区輝国1丁目及び谷2丁目（別紙図面70に示す区域のとおり）      | 急傾斜地の崩壊 |
| 桜坂3丁目(b)-1 | 福岡市中央区輝国1丁目、桜坂3丁目及び南公園（別紙図面71に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 御所ヶ谷-2     | 福岡市中央区御所ヶ谷（別紙図面72に示す区域のとおり）             | 急傾斜地の崩壊 |
| 御所ヶ谷-1     | 福岡市中央区御所ヶ谷及び南公園（別紙図面73に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 桜坂3丁目(2)-1 | 福岡市中央区桜坂3丁目及び南公園（別紙図面74に示す区域のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 |
| 桜坂3丁目(2)-2 | 福岡市中央区桜坂3丁目及び南公園（別紙図面75に示す区域のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 |
| 南公園-1      | 福岡市中央区桜坂3丁目（別紙図面76に示す区域のとおり）            | 急傾斜地の崩壊 |
| 南公園-2      | 福岡市中央区桜坂3丁目及び南公園（別紙図面77に示す区域のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 |
| 桜坂3丁目(1)-1 | 福岡市中央区桜坂3丁目及び南公園（別紙図面78に示す区域のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 |
| 桜坂3丁目      | 福岡市中央区桜坂3丁目（別紙図面79に示す区域のとおり）            | 急傾斜地の崩壊 |
| 桜坂3丁目(1)-2 | 福岡市中央区桜坂3丁目（別紙図面80に示す区域のとおり）            | 急傾斜地の崩壊 |
| 桜坂3丁目(a)-1 | 福岡市中央区桜坂3丁目（別紙図面81に示す区域のとおり）            | 急傾斜地の崩壊 |
| 桜坂3丁目(a)-2 | 福岡市中央区桜坂3丁目及び南公園（別紙図面82に示す区域のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 |
| 谷1丁目(a)    | 福岡市中央区谷2丁目（別紙図面83に示す区域のとおり）             | 急傾斜地の崩壊 |
| 谷1丁目(b)    | 福岡市中央区谷1丁目（別紙図面84に示す区域のとおり）             | 急傾斜地の崩壊 |
| 谷1丁目-1     | 福岡市中央区谷1丁目及び谷2丁目（別紙図面85に示す区域のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 |

|           |                                   |         |
|-----------|-----------------------------------|---------|
| 谷1丁目-2    | 福岡市中央区谷1丁目（別紙図面86に示す区域のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 |
| 谷1丁目      | 福岡市中央区谷1丁目及び谷2丁目（別紙図面87に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 六本松3丁目    | 福岡市中央区六本松3丁目（別紙図面88に示す区域のとおり）     | 急傾斜地の崩壊 |
| 桜坂2丁目(a)  | 福岡市中央区桜坂2丁目（別紙図面89に示す区域のとおり）      | 急傾斜地の崩壊 |
| 桜坂2丁目-1-2 | 福岡市中央区桜坂2丁目（別紙図面90に示す区域のとおり）      | 急傾斜地の崩壊 |
| 桜坂2丁目-1-1 | 福岡市中央区桜坂2丁目（別紙図面91に示す区域のとおり）      | 急傾斜地の崩壊 |

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第1903号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小川 洋

| 区域の名称     | 指定の区域                            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------|----------------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 西公園       | 福岡市中央区西公園（別紙図面1に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面1に記載する表のとおり               |
| 西公園(a)    | 福岡市中央区西公園及び荒津2丁目（別紙図面2に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面2に記載する表のとおり               |
| 港3丁目(1)-2 | 福岡市中央区西公園及び港3丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面3に記載する表のとおり               |
| 港3丁目(1)-1 | 福岡市中央区西公園及び港3丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面4に記載する表のとおり               |

|          |  |         |                  |
|----------|--|---------|------------------|
| 西公園(c)   | 福岡市中央区西公園（別紙図面5に示す区域のとおり）              | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面5に記載する表のとおり  |
| 港3丁目     | 福岡市中央区西公園、港2丁目及び港3丁目（別紙図面6に示す区域のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面6に記載する表のとおり  |
| 西公園(b)   | 福岡市中央区西公園（別紙図面7に示す区域のとおり）              | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面7に記載する表のとおり  |
| 伊崎-2     | 福岡市中央区西公園（別紙図面8に示す区域のとおり）              | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面8に記載する表のとおり  |
| 伊崎       | 福岡市中央区伊崎（別紙図面9に示す区域のとおり）               | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面9に記載する表のとおり  |
| 伊崎-1     | 福岡市中央区伊崎及び西公園（別紙図面10に示す区域のとおり）         | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面10に記載する表のとおり |
| 赤坂2丁目-3  | 福岡市中央区赤坂2丁目、城内及び赤坂1丁目（別紙図面11に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面11に記載する表のとおり |
| 赤坂2丁目-2  | 福岡市中央区赤坂2丁目及び城内（別紙図面12に示す区域のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面12に記載する表のとおり |
| 赤坂2丁目-1  | 福岡市中央区赤坂2丁目及び城内（別紙図面13に示す区域のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面13に記載する表のとおり |
| 警固3丁目-1  | 福岡市中央区警固3丁目（別紙図面16に示す区域のとおり）           | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面16に記載する表のとおり |
| 警固3丁目-2  | 福岡市中央区警固3丁目（別紙図面17に示す区域のとおり）           | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面17に記載する表のとおり |
| 警固3丁目(a) | 福岡市中央区警固3丁目（別紙図面18に示す区域のとおり）           | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面18に記載する表のとおり |
| 警固3丁目(b) | 福岡市中央区警固3丁目（別紙図面19に示す区域のとおり）           | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面19に記載する表のとおり |

|              |                                     |         |                  |
|--------------|-------------------------------------|---------|------------------|
| 警固3丁目(c)     | 福岡市中央区警固3丁目（別紙図面20に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面20に記載する表のとおり |
| 平尾3丁目        | 福岡市中央区平尾3丁目（別紙図面21に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面21に記載する表のとおり |
| 平尾3丁目(a)     | 福岡市中央区平尾3丁目（別紙図面22に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面22に記載する表のとおり |
| 平尾3丁目-2      | 福岡市中央区平尾3丁目（別紙図面23に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面23に記載する表のとおり |
| 平尾3丁目-1      | 福岡市中央区平尾3丁目（別紙図面24に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面24に記載する表のとおり |
| 平尾4丁目        | 福岡市中央区平尾4丁目（別紙図面25に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面25に記載する表のとおり |
| 平尾5丁目-2      | 福岡市中央区平尾5丁目（別紙図面26に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面26に記載する表のとおり |
| 平尾5丁目-1      | 福岡市中央区平尾5丁目（別紙図面27に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面27に記載する表のとおり |
| 小笹6丁目(a)-1   | 福岡市中央区平尾5丁目及び小笹5丁目（別紙図面29に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面29に記載する表のとおり |
| 小笹6丁目(a)-3   | 福岡市中央区平尾5丁目（別紙図面30に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面30に記載する表のとおり |
| 桜坂3丁目(2)-1-1 | 福岡市中央区平尾浄水町（別紙図面31に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面31に記載する表のとおり |
| 小笹5丁目(c)-2   | 福岡市中央区平尾浄水町及び小笹5丁目（別紙図面33に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面33に記載する表のとおり |
| 小笹5丁目(c)-1   | 福岡市中央区小笹5丁目（別紙図面34に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面34に記載する表のとおり |

|              |   |         |                  |
|--------------|---|---------|------------------|
| 小笹6丁目(a)-2   | 福岡市中央区小笹5丁目及び平尾5丁目（別紙図面35に示す区域のとおり）             | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面35に記載する表のとおり |
| 小笹5丁目(b)-1-1 | 福岡市中央区小笹5丁目、平尾5丁目、平和3丁目及び平和5丁目（別紙図面36に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面36に記載する表のとおり |
| 小笹5丁目(d)-2   | 福岡市中央区小笹5丁目及び平和5丁目（別紙図面37に示す区域のとおり）             | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面37に記載する表のとおり |
| 小笹5丁目(d)-1   | 福岡市中央区小笹5丁目及び平和5丁目（別紙図面38に示す区域のとおり）             | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面38に記載する表のとおり |
| 小笹5丁目        | 福岡市中央区小笹5丁目（別紙図面39に示す区域のとおり）                    | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面39に記載する表のとおり |
| 平和5丁目(a)-2   | 福岡市中央区平和5丁目（別紙図面40に示す区域のとおり）                    | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面40に記載する表のとおり |
| 平和5丁目(a)-1   | 福岡市中央区平和5丁目（別紙図面41に示す区域のとおり）                    | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面41に記載する表のとおり |
| 平和5丁目        | 福岡市中央区平和5丁目（別紙図面42に示す区域のとおり）                    | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面42に記載する表のとおり |
| 小笹1丁目(d)-2   | 福岡市中央区平和5丁目（別紙図面43に示す区域のとおり）                    | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面43に記載する表のとおり |
| 小笹1丁目(d)-1   | 福岡市中央区平和5丁目（別紙図面44に示す区域のとおり）                    | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面44に記載する表のとおり |
| 小笹1丁目(c)     | 福岡市中央区平和5丁目及び小笹1丁目（別紙図面45に示す区域のとおり）             | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面45に記載する表のとおり |
| 笹丘2丁目(c)     | 福岡市中央区小笹1丁目（別紙図面46に示す区域のとおり）                    | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面46に記載する表のとおり |
| 小笹2丁目(a)     | 福岡市中央区小笹1丁目（別紙図面49に示す区域のとおり）                    | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面49に記載する表のとおり |

|            |                                     |         |                  |
|------------|-------------------------------------|---------|------------------|
| 小笹2丁目(b)-2 | 福岡市中央区小笹2丁目（別紙図面51に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面51に記載する表のとおり |
| 小笹2丁目(b)-1 | 福岡市中央区小笹2丁目（別紙図面52に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面52に記載する表のとおり |
| 笹丘2丁目(a)   | 福岡市中央区小笹2丁目及び小笹1丁目（別紙図面53に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面53に記載する表のとおり |
| 小笹2丁目-1    | 福岡市中央区小笹2丁目（別紙図面54に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面54に記載する表のとおり |
| 小笹2丁目-2    | 福岡市中央区小笹2丁目（別紙図面55に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面55に記載する表のとおり |
| 小笹3丁目      | 福岡市中央区小笹3丁目（別紙図面56に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面56に記載する表のとおり |
| 小笹4丁目      | 福岡市中央区小笹4丁目及び小笹3丁目（別紙図面57に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面57に記載する表のとおり |
| 笹丘2丁目(3)-2 | 福岡市中央区笹丘2丁目（別紙図面58に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面58に記載する表のとおり |
| 笹丘2丁目(3)-1 | 福岡市中央区笹丘2丁目（別紙図面59に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面59に記載する表のとおり |
| 笹丘2丁目(2)-2 | 福岡市中央区笹丘2丁目（別紙図面60に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面60に記載する表のとおり |
| 笹丘2丁目(b)   | 福岡市中央区笹丘2丁目（別紙図面62に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面62に記載する表のとおり |
| 輝国2丁目-3    | 福岡市中央区輝国2丁目及び輝国1丁目（別紙図面64に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面64に記載する表のとおり |
| 輝国2丁目-1    | 福岡市中央区輝国2丁目（別紙図面65に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面65に記載する表のとおり |

|            |   |         |                  |
|------------|---|---------|------------------|
| 輝国2丁目(1)   | 福岡市中央区輝国2丁目及び小笹4丁目(別紙図面66に示す区域のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面66に記載する表のとおり |
| 輝国2丁目(2)-2 | 福岡市中央区輝国2丁目(別紙図面67に示す区域のとおり)            | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面67に記載する表のとおり |
| 輝国2丁目(2)-1 | 福岡市中央区輝国2丁目(別紙図面68に示す区域のとおり)            | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面68に記載する表のとおり |
| 輝国2丁目      | 福岡市中央区輝国2丁目(別紙図面69に示す区域のとおり)            | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面69に記載する表のとおり |
| 桜坂3丁目(b)-2 | 福岡市中央区輝国1丁目及び谷2丁目(別紙図面70に示す区域のとおり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面70に記載する表のとおり |
| 桜坂3丁目(b)-1 | 福岡市中央区輝国1丁目、桜坂3丁目及び南公園(別紙図面71に示す区域のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面71に記載する表のとおり |
| 御所ヶ谷-1     | 福岡市中央区御所ヶ谷及び南公園(別紙図面73に示す区域のとおり)        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面73に記載する表のとおり |
| 桜坂3丁目(2)-1 | 福岡市中央区桜坂3丁目及び南公園(別紙図面74に示す区域のとおり)       | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面74に記載する表のとおり |
| 桜坂3丁目(2)-2 | 福岡市中央区桜坂3丁目及び南公園(別紙図面75に示す区域のとおり)       | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面75に記載する表のとおり |
| 南公園-1      | 福岡市中央区桜坂3丁目(別紙図面76に示す区域のとおり)            | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面76に記載する表のとおり |
| 南公園-2      | 福岡市中央区桜坂3丁目及び南公園(別紙図面77に示す区域のとおり)       | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面77に記載する表のとおり |
| 桜坂3丁目(1)-1 | 福岡市中央区桜坂3丁目及び南公園(別紙図面78に示す区域のとおり)       | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面78に記載する表のとおり |
| 桜坂3丁目      | 福岡市中央区桜坂3丁目(別紙図面79に示す区域のとおり)            | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面79に記載する表のとおり |

|            |                                   |         |                  |
|------------|-----------------------------------|---------|------------------|
| 桜坂3丁目(1)-2 | 福岡市中央区桜坂3丁目(別紙図面80に示す区域のとおり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面80に記載する表のとおり |
| 谷1丁目(a)    | 福岡市中央区谷2丁目(別紙図面83に示す区域のとおり)       | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面83に記載する表のとおり |
| 谷1丁目(b)    | 福岡市中央区谷1丁目(別紙図面84に示す区域のとおり)       | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面84に記載する表のとおり |
| 谷1丁目-1     | 福岡市中央区谷1丁目及び谷2丁目(別紙図面85に示す区域のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面85に記載する表のとおり |
| 谷1丁目       | 福岡市中央区谷1丁目及び谷2丁目(別紙図面87に示す区域のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面87に記載する表のとおり |
| 六本松3丁目     | 福岡市中央区六本松3丁目(別紙図面88に示す区域のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面88に記載する表のとおり |
| 桜坂2丁目(a)   | 福岡市中央区桜坂2丁目(別紙図面89に示す区域のとおり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面89に記載する表のとおり |
| 桜坂2丁目-1-2  | 福岡市中央区桜坂2丁目(別紙図面90に示す区域のとおり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面90に記載する表のとおり |
| 桜坂2丁目-1-1  | 福岡市中央区桜坂2丁目(別紙図面91に示す区域のとおり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面91に記載する表のとおり |

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第1904号

次の加入区において平成21年12月福岡県告示第1909号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成25年12月21日を限り消滅したもので、同条第2項の規定により公示する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 沖端加入区

**福岡県告示第1905号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
行橋市東大橋二丁目1882番2から1882番24まで、1886番1及び1886番3から1886番34まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
久留米市国分町743番2  
昭和建設 株式会社  
代表取締役 戸田 誠二

**福岡県告示第1906号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
うきは市吉井町鷹取字谷添1132番1、1132番3、1133番、1135番1、1135番3、1137番1、1137番2、1138番4及び1138番8
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
大野城市瓦田4丁目14番7号  
株式会社 平野屋物産  
代表取締役 谷 可成

**福岡県告示第1907号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
京都郡苅田町大字与原字文久2047番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
京都郡苅田町大字与原2047番17  
株式会社 ナカムラ製作所  
代表取締役 中村 和重

**福岡県告示第1908号**

穂波土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

| 氏名    | 住 所           |
|-------|---------------|
| 桑名 吉裕 | 飯塚市舍利蔵1346番地  |
| 岡松 秀次 | 飯塚市安恒374番地1   |
| 城石 恒紀 | 飯塚市安恒484番地    |
| 岡松 繁樹 | 飯塚市安恒663番地    |
| 海藏寺邦生 | 飯塚市津原767番地    |
| 水間 英久 | 飯塚市津原703番地3   |
| 山下 俊一 | 飯塚市舍利蔵663番地3  |
| 石川 敏明 | 飯塚市舍利蔵579番地1  |
| 河邊 謙孝 | 飯塚市舍利蔵250番地   |
| 谷口 義英 | 飯塚市舍利蔵1318番地1 |
| 北野 實  | 飯塚市高田1063番地   |



|       |               |
|-------|---------------|
| 矢野 昌弓 | 飯塚市高田1536番地   |
| 津野 茂美 | 飯塚市高田1151番地   |
| 津野 哲夫 | 飯塚市高田1010番地   |
| 大谷 澄雄 | 飯塚市津原1310番地 1 |
| 阿久根久志 | 飯塚市久保白 2 番地 2 |
| 水間 良雄 | 飯塚市津原961番地    |

## 2 退任監事

| 氏 名   | 住 所          |
|-------|--------------|
| 瀬戸口征男 | 飯塚市津原944番地   |
| 桑名 剛  | 飯塚市舍利蔵1326番地 |
| 谷水 照義 | 飯塚市津原1355番地  |

## 3 就任理事

| 氏 名   | 住 所            |
|-------|----------------|
| 桑名 吉裕 | 飯塚市舍利蔵1346番地   |
| 岡松 秀次 | 飯塚市安恒374番地 1   |
| 城石 恒紀 | 飯塚市安恒484番地     |
| 城石 隆雄 | 飯塚市安恒424番地     |
| 海藏寺邦生 | 飯塚市津原767番地     |
| 水間 英久 | 飯塚市津原703番地 3   |
| 水間 良雄 | 飯塚市津原961番地     |
| 山下 俊一 | 飯塚市舍利蔵663番地 3  |
| 石川 敏明 | 飯塚市舍利蔵579番地 1  |
| 河邊 謙孝 | 飯塚市舍利蔵250番地    |
| 谷口 義英 | 飯塚市舍利蔵1318番地 1 |
| 深町 義則 | 飯塚市高田1031番地 1  |
| 矢野 公規 | 飯塚市高田1532番地    |
| 岩崎 晃一 | 飯塚市高田1162番地    |
| 矢野 正剛 | 飯塚市高田1549番地 1  |
| 大谷 澄雄 | 飯塚市津原1310番地 1  |

|       |               |
|-------|---------------|
| 阿久根久志 | 飯塚市久保白 2 番地 2 |
|-------|---------------|

## 4 就任監事

| 氏 名   | 住 所          |
|-------|--------------|
| 稲富 勝明 | 飯塚市津原951番地 3 |
| 桑名 剛  | 飯塚市舍利蔵1326番地 |
| 横山 正治 | 飯塚市津原1258番地  |

## 福岡県告示第1909号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小 川 洋

| 病院の名称  | 所 在 地                   | 有 効 期 間                        |
|--------|-------------------------|--------------------------------|
| 小倉記念病院 | 北九州市小倉北区浅野 3 - 2<br>- 1 | 平成25年12月25日から<br>平成28年12月24日まで |

## 福岡県告示第1910号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小 川 洋

- 解除に係る保安林の所在場所  
行橋市大字長井字陣山371の4、372の4、402の3、410の2、443の3、444の4
- 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 解除の理由  
農道用地とするため

**福岡県告示第1911号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年12月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオン小郡ショッピングセンター
- (2) 所在地 福岡県小郡市大保17番1

3 大規模小売店舗の名称

| 変更前                  | 変更後             |
|----------------------|-----------------|
| (仮称) イオン小郡ショッピングセンター | イオン小郡ショッピングセンター |

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

| 変更前   | 変更後  |
|---|--|
| イオン九州株式会社<br>代表取締役 山口 聡一<br>福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号ほか未定 | イオン九州株式会社<br>代表取締役 山口 聡一<br>福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号ほか30者 |

**福岡県告示第1912号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡

中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ミスターマックス Select 宇美店
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡宇美町桜原三丁目2693番地36ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

当町として、宇美町開発行為等指導要綱の内容を遵守し、同要綱に基づき締結する覚書の内容を遵守してください。

**福岡県告示第1913号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号    | 名称                | 所在地                       | 指定年月日      |
|---------|-------------------|---------------------------|------------|
| 粕生364   | 秋山クリニック           | 糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目17番1号         | H 25・12・1  |
| 春生158   | またけ胃腸内科クリニック      | 春日市須玖南2丁目104番地の1          | H 25・11・14 |
| 筑紫地生181 | つちもち脳神経外科・内科クリニック | 筑紫郡那珂川町片縄2丁目12サンシャイン那珂川1階 | H 25・11・1  |
| 柳生122   | 鎌田クリニック           | 柳川市三橋町高畑253番地1            | H 25・12・1  |
| 直生153   | かわじり内科医院          | 直方市湯野原2丁目8番4号             | H 25・12・1  |
| 宰生歯47   | 歴史公園前歯科クリニック      | 太宰府市向佐野4丁目15-14           | H 25・11・18 |

|             |                                 |                                   |           |
|-------------|---------------------------------|-----------------------------------|-----------|
| 小生歯54       | 医療法人宝歯会 小郡<br>スマイル歯科小児歯科<br>医院  | 小郡市大保字弓場 110 イオン小<br>郡ショッピングセンター内 | H 25・11・1 |
| う生歯18       | J A にじ歯科診療所                     | うきは市吉井町八和田 875 番地<br>1            | H 25・12・1 |
| 大生歯210      | 大黒町デンタルクリニ<br>ック                | 大牟田市大黒町 2 丁目 19 - 4               | H 25・11・1 |
| 福津生薬<br>28  | つつじ薬局 福津店                       | 福津市宮司浜 3 丁目 27 - 9                | H 25・11・1 |
| 古生薬27       | オーエス千鳥薬局                        | 古賀市千鳥 6 丁目 11 - 1                 | H 25・12・1 |
| 筑紫地生<br>薬30 | そよかぜ薬局                          | 筑紫郡那珂川町片縄 2 丁目 12 -<br>2 号        | H 25・11・1 |
| 小生薬48       | イオン薬局 小郡店                       | 小郡市大保字弓場 110                      | H 25・11・1 |
| 直生薬89       | ハッピー薬局 直方湯<br>野原店               | 直方市湯野原 2 丁目 8 - 6                 | H 25・12・1 |
| 行生薬70       | あさがお薬局                          | 行橋市西宮市 1 丁目 10 - 24               | H 25・11・1 |
| 嘉麻生訪<br>5   | ベストライフ株式会社<br>東ヶ丘訪問看護ステー<br>ション | 嘉麻市漆生 1416 - 3                    | H 25・11・1 |

**福岡県告示第1914号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小 川 洋

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|------|-----|-------|-------|
|------|-----|-------|-------|

|        |                   |                     |            |
|--------|-------------------|---------------------|------------|
| 春生123  | またけ内科胃腸科クリ<br>ニック | 春日市須玖南 2 丁目 104 - 1 | H 25・11・13 |
| 大生歯191 | 大黒町デンタルクリニ<br>ック  | 大牟田市大黒町 2 丁目 19 - 4 | H 25・10・31 |
| 春生薬23  | かわばた調剤薬局          | 春日市上白水 3 丁目 41      | H 25・10・3  |
| 飯生訪 9  | 東ヶ丘訪問看護ステー<br>ション | 飯塚市下三緒 35 - 442     | H 25・11・1  |

**福岡県告示第1915号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小 川 洋

| 指定番号       | 名 称            | 旧所在地                       | 新所在地                        | 変更年月日     |
|------------|----------------|----------------------------|-----------------------------|-----------|
| 粕生262      | 福岡青洲会<br>病院    | 糟屋郡粕屋町大字長者<br>原沼ノ内 800 - 1 | 糟屋郡粕屋町長者原西<br>4 丁目 11 番 8 号 | H 25・9・28 |
| 糸島地<br>生80 | ひめしまク<br>リニック  | 糸島市志摩姫島 1088<br>番地         | 糸島市志摩姫島 1082<br>番地 1        | H 25・11・1 |
| 小生薬<br>5   | 有限会社長<br>尾調剤薬局 | 小郡市小郡 13 の 1               | 小郡市祇園 1 丁目 15<br>- 8        | H 25・6・2  |

**福岡県告示第1916号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示す

る。

平成25年12月24日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号   | 名 称                | 所 在 地            | 指定年月日      |
|--------|--------------------|------------------|------------|
| 粕生マ36  | 石丸 初子（かぐら治療院）      | 糟屋郡志免町南里1丁目12-22 | H 25・11・5  |
| 粕生マ37  | 石丸 晴美（かぐら治療院）      | 糟屋郡志免町南里1丁目12-22 | H 25・11・5  |
| 粕生マ38  | 佐藤 信史（かぐら治療院）      | 糟屋郡志免町南里1丁目12-22 | H 25・11・5  |
| 小生柔17  | 小山 愛美（むさし鍼灸整骨院 小郡） | 小郡市小郡 303 - 5    | H 25・11・11 |
| 像生柔70  | 田中 良明（はる風整骨院）      | 宗像市原町 148 - 1    | H 25・10・15 |
| 福津生柔26 | 前原 一典（福津彩整骨院）      | 福津市花見が丘2丁目18-35  | H 25・11・1  |
| 宮生柔17  | 古野 寛之（いやし整骨院）      | 宮若市本城 538 番地 2   | H 25・10・1  |
| 宮生柔18  | 永濱 裕也（いやし整骨院）      | 宮若市本城 538 番地 2   | H 25・10・1  |
| 宮生柔19  | 立山 勝也（いやし整骨院）      | 宮若市本城 538 番地 2   | H 25・10・1  |

**福岡県告示第1917号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号   | 名 称               | 所 在 地           | 廃止年月日      |
|--------|-------------------|-----------------|------------|
| 飯生マ41  | 末次 心一（株式会社グッドラック） | 飯塚市横田 821 - 4   | H 25・11・30 |
| 大川生柔15 | 花吉 秀介（金龍堂整骨院）     | 大川市大字榎津 843 - 3 | H 25・10・31 |
| 大川生柔17 | 重松 昌二郎（金龍堂整骨院）    | 大川市大字榎津 843 - 3 | H 25・10・31 |
| 大川生柔21 | 成田 祥士（金龍堂整骨院）     | 大川市大字榎津 843 - 3 | H 25・10・31 |
| 大川生柔22 | 渡辺 敬次郎（金龍堂整骨院）    | 大川市大字榎津 843 - 3 | H 25・10・31 |
| 大川生柔25 | 高橋 宏尚（金龍堂整骨院）     | 大川市大字榎津 843 - 3 | H 25・10・31 |
| 大川生柔26 | 宮崎 祥吾（金龍堂整骨院）     | 大川市大字榎津 843 - 3 | H 25・10・31 |
| 宮生柔9   | 日渡 貴之（いやし整骨院）     | 宮若市本城 538 - 2   | H 25・9・30  |

**福岡県告示第1918号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号  | 旧 名 称           | 新 名 称                | 所 在 地                      | 変更年月日      |
|-------|-----------------|----------------------|----------------------------|------------|
| 田生マ19 | 増野 義憲（ふくのかみ治療院） | 増野 義憲（訪問マッサージサムズアップ） | 田川市大字弓削田 1279 ジュラーレコート 103 | H 25・11・13 |

## 福岡県告示第1919号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号   | 名称                       | 所在地               | 指定年月日     | サービス項目           |
|--------|--------------------------|-------------------|-----------|------------------|
| 粕居154  | 志免総合診療所                  | 糟屋郡志免町志免4丁目22-11  | H 25・12・1 | 居管・予居管           |
| 直居129  | かわじり内科医院                 | 直方市湯野原2丁目8-4      | H 25・12・3 | 居管・予居管           |
| う居43   | J Aにじ歯科診療所               | うきは市吉井町八和田875-1   | H 25・12・1 | 居管・予居管           |
| 飯居329  | なかはら歯科医院                 | 飯塚市口原334-7        | H 25・9・30 | 居管・予居管           |
| 福津居52  | つつじ薬局福津店                 | 福津市宮司浜3丁目27-9     | H 25・11・1 | 居管・予居管           |
| 朝倉居69  | フラワー薬局甘木店                | 朝倉市甘木1721         | H 25・11・1 | 居管・予居管           |
| 北筑後居9  | フラワー薬局大久保店               | 朝倉郡筑前町大久保126-3    | H 25・11・1 | 居管・予居管           |
| 北筑後居8  | フラワー薬局朝日店                | 朝倉郡筑前町朝日584-5     | H 25・11・1 | 居管・予居管           |
| 嘉麻居101 | うすい薬局                    | 嘉麻市上白井字船田323-10   | H 25・12・1 | 居管               |
| 粕生介老1  | 介護老人保健施設青洲の里             | 糟屋郡粕屋町長者原西3丁目13-1 | H 25・12・1 | 通り・短療・老保・予通り・予短療 |
| 嘉麻居100 | ベストライフ株式会社 東ヶ丘訪問看護ステーション | 嘉麻市漆生1416-3       | H 25・11・1 | 訪看               |

|        |                 |                         |           |               |
|--------|-----------------|-------------------------|-----------|---------------|
| 直居130  | ふくし生協デイサービスにじまち | 直方市大字山部1419-8           | H 25・11・1 | 通介・予通介        |
| 直居128  | デイサービスこころ       | 直方市古町10-13              | H 25・12・1 | 通介・予通介        |
| 田支69   | ケアプランみそら        | 田川市大字川宮349-6            | H 25・10・1 | 居支            |
| 田居197  | エースデイサービス       | 田川市大字伊田2683-5           | H 25・11・1 | 通介・予通介        |
| 柳居65   | ヘルパーステーションHARU  | 柳川市三橋町吉開745-1           | H 25・11・1 | 訪介・予訪介        |
| 中居81   | 株式会社こまち         | 中間市中鶴1丁目11-6            | H 25・12・1 | 福用・福販・予福用・予福販 |
| 春居84   | ヘルパーステーションスマイリー | 春日市上白水6丁目156            | H 25・11・1 | 訪介・予訪介        |
| 像居84   | ヘルパーステーションひかりの里 | 宗像市光岡139-6              | H 25・12・1 | 訪介・予訪介        |
| 宰居71   | デイサービス茶ばしら      | 太宰府市国分2丁目4-3            | H 25・7・1  | 通介・予通介        |
| 粕居153  | デイサービスえがお       | 糟屋郡宇美町宇美5丁目8-22 GYCビル1F | H 25・10・1 | 通介・予通介        |
| 嘉鞍居15  | 第二あかりデイサービス     | 嘉穂郡桂川町大字土師平塚1243-3      | H 25・11・1 | 通介・予通介        |
| 南筑後居13 | まごころメイト         | 三潞町大木町大字奥牟田1379         | H 25・11・1 | 福用・福販・予福用・予福販 |
| み居54   | 株式会社ケアサービスりん    | みやま市高田町竹飯1089-1         | H 25・12・1 | 通介・予通介        |
| み居53   | デイサービスわかば庵      | みやま市高田町田尻904            | H 25・12・1 | 通介・予通介        |
| 田川居300 | グループホーム永井の里     | 田川郡川崎町大字川崎4427          | H 25・12・1 | 認共・予認共        |
| 京居125  | 桜デイサービスセンター     | 築上郡築上町大字東八田802          | H 25・11・1 | 通介・予通介        |

|      |            |                       |          |                   |
|------|------------|-----------------------|----------|-------------------|
| み居52 | シルバーサポートにだ | みやま市山川町尾野 1769<br>- 1 | H 25・6・1 | 福用・福販・<br>予福用・予福販 |
|------|------------|-----------------------|----------|-------------------|

### 福岡県告示第1920号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 名称の変更

| 指定番号 | 旧名称          | 新名称           | 所在地              | 変更年月日    |
|------|--------------|---------------|------------------|----------|
| 行居31 | デイサービスセンター森本 | デイサービスセンターこころ | 行橋市中央2丁目7<br>- 8 | H 25・9・1 |

#### 2 所在地の変更

| 指定番号  | 名称              | 旧所在地                 | 新所在地                 | 変更年月日      |
|-------|-----------------|----------------------|----------------------|------------|
| 大居197 | デイサービスにじ        | 大牟田市大字白銀 758<br>- 7  | 大牟田市岩本新町2丁目4-1       | H 25・10・21 |
| 大居213 | 訪問介護ひばり         | 大牟田市大字岩本 2478<br>- 6 | 大牟田市岩本新町2丁目4-1       | H 25・10・21 |
| 飯居291 | デイサービスセンタースマッシュ | 飯塚市鯉田 767 - 1        | 飯塚市南尾 337 - 9        | H 25・10・1  |
| 飯支88  | ケアプランセンタースマッシュ  | 飯塚市鯉田 767 - 1        | 飯塚市南尾 337 - 9        | H 25・10・1  |
| 柳居14  | 有限会社ふくしきーびす     | 柳川市中町 22 - 2         | 柳川市三橋町柳河 1001<br>- 3 | H 25・11・18 |

|       |                              |                          |                        |           |
|-------|------------------------------|--------------------------|------------------------|-----------|
| み支23  | しあわせ<br>ねっとケア<br>プランサー<br>ビス | みやま市瀬高町下庄<br>223 - 6     | みやま市瀬高町高柳<br>297 - 3   | H 25・10・1 |
| み居44  | デイサービス四つ葉                    | みやま市瀬高町下庄<br>223 - 6     | みやま市瀬高町高柳<br>297 - 3   | H 25・10・1 |
| 京居108 | デイサービスセンターさざんか荘              | 築上郡上毛町大字西友<br>枝 1938 - 1 | 築上郡上毛町大字東下<br>1577 - 1 | H 25・7・15 |

### 福岡県告示第1921号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号   | 名称               | 所在地                | 廃止年月日      |
|--------|------------------|--------------------|------------|
| 大介歯191 | 大黒町デンタルクリニック     | 大牟田市大黒町2丁目19-4     | H 25・10・31 |
| 粕居149  | あすなろ新宮訪問看護ステーション | 糟屋郡新宮町大字三代 760 - 5 | H 25・10・31 |
| 飯居271  | 東ヶ丘訪問看護ステーション    | 飯塚市下三緒 35 - 442    | H 25・11・1  |
| 南筑後居8  | まごころメイト          | 三潞郡大木町大字奥牟田 1379   | H 25・10・31 |

### 福岡県告示第1922号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名          | 変更前後別 | 区 間  | 幅 員<br>(メートル)     | 延 長<br>(メートル) |
|----------|-------|--------------|-------|--|-------------------|---------------|
| 直 方 県道   |       | 宗 像 線<br>篠 栗 | 前     | 宮若市三ヶ畑1143番1先<br>から<br>宮若市三ヶ畑1128番3先<br>まで | 11.2<br>～<br>36.2 | 235.0         |
|          |       |              | 後     | 宮若市三ヶ畑1143番1先<br>から<br>宮若市三ヶ畑1128番3先<br>まで | 19.6<br>～<br>59.5 | 235.0         |

#### 福岡県告示第1923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名          | 変更前後別 | 区 間                                      | 幅 員<br>(メートル)    | 延 長<br>(メートル) |
|----------|-------|--------------|-------|--|------------------|---------------|
| 直 方 県道   |       | 宗 像 線<br>篠 栗 | 前     | 宮若市三ヶ畑1343番1先<br>から<br>宮若市三ヶ畑6番1先ま<br>まで | 8.4<br>～<br>21.0 | 215.0         |
|          |       |              | 後     | 宮若市三ヶ畑1343番1先<br>から<br>宮若市三ヶ畑6番1先ま<br>まで | 8.4<br>～<br>37.8 | 215.0         |

#### 福岡県告示第1924号

解散した清算法人今元土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年12月24日

福岡県知事 小川 洋

| 氏 名   | 住 所            |
|-------|----------------|
| 秋永 保行 | 行橋市大字今井2051番地5 |
| 福田 英教 | 行橋市大字金屋258番地1  |
| 有松 良清 | 行橋市大字今井2116番地  |
| 白石 正幸 | 行橋市大字金屋280番地   |
| 福田 鼎  | 行橋市大字金屋344番地10 |
| 福田直三郎 | 行橋市大字金屋330番地1  |
| 末松兵一郎 | 行橋市大字今井2085番地  |
| 中村 三郎 | 行橋市大字今井2120番地  |
| 藏本 高春 | 行橋市大字今井2402番地5 |
| 奥 廣義  | 行橋市大字今井2097番地  |
| 宮岡 芳美 | 行橋市大字今井2147番地1 |
| 末永 修崇 | 行橋市大字今井2055番地  |
| 福島 勝  | 行橋市大字今井2149番地  |
| 庄野 健治 | 行橋市大字今井1785番地  |
| 福島多實二 | 行橋市大字今井1796番地  |
| 大川 和利 | 行橋市大字沓尾168番地   |
| 中 勝教  | 行橋市北泉四丁目35番23号 |
| 川端 静夫 | 行橋市南大橋二丁目6番1号  |

### 公安委員会

#### 福岡県公安委員会告示第344号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので

、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成25年12月24日

福岡県公安委員会

### 1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

### 2 検定の実施日、時間及び場所

| 実施日           | 実施時間           | 実施場所                                |
|---------------|----------------|-------------------------------------|
| 平成26年3月26日（水） | 午前9時から午後6時までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号<br>福岡県警察警備員教育センター |
| 平成26年3月27日（木） |                |                                     |

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

### 3 受検定員

各検定15名

### 4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

### 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

### 6 学科試験及び実技試験

#### (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### (2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### 7 検定申請手続等

#### (1) 事前（電話）受付期間

平成26年3月3日（月）から同年3月5日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

#### (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

#### (3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

#### (4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

#### (5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった



場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45

分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。